

天神々主 續樂寺 萬年寺
 菅澤介二郎 坂尻藤次郎 横山衛門尉
 小垣村本倉寺數道 宗徳軒
 付 番匠苗藤衛門尉 同 彌左衛門尉
 銀冶新兵衛手間令奉加由

(鶴川天神社の本殿造營のことは、天文三年八月十六日の條に在り。)

永祿六年 癸亥 紀元二二三三

五月廿一日。能登守護畠山義綱、三宅宗隆をして、鳳至郡諸橋村の舟子に出羽より馬匹到來したる以て鳥目を進納せしむ。

【諸橋村文書】 鳳至郡 一四五二

從出羽國御馬、來五日被牽上候。就其舟子廿四人、壹人前より八拾文宛、諸橋村より當月晦日仁急度可有御進納候。萬一日限於遲滯者、在所へ可被催促旨、依仰配符執達如件。

佐脇四郎左衛門尉
 永祿六五月廿一日
 日之下へ御納
 可被成候
 長隆 在判
 綱秀 在判
 正盛 在判
 正誠 在判
 連理 在判

三宅小三郎殿 (宗隆)

八月九日。僧等喜、鳳至郡總持寺に、月印瑞珠入牌の爲に不盡燈の鳥目を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡 一四五三

能州賀島郡津向山慈溪寺前任月印瑞珠座元禪師爲入牌不盡燈之鳥目千疋、并相添鐵燈籠一箇、奉寄進佛殿者也。代々無怠慢様仁、各可被加尊意之旨所希候。

永祿六年癸亥八月九日

僧等喜 在判

進上 總持寺

五院守塔下

永祿七年 甲子 紀元二三四

七月廿六日。吉富吉久等、鳳至郡岩藏寺に、鳥目を寄進す。

【岩藏寺文書】 鳳至郡 一四五四

從高田寺油田に畠此畠に家ヲ被立置候棟役等之儀、皆めんに永代寄進以後菟角之子細全申間敷候。仍後日之證文如件。

永祿七年七月廿六日

吉富掃部

吉久 在判
 友光 略押
 江尻 略押
 中西 略押
 吉清 略押
 國藤 略押
 千吉 略押
 友さね 略押
 定時 略押

長隆 在判

綱秀 在判

正盛 在判

正誠 在判

連理 在判

繁長 略押

西山さね 在印略押

岩藏 十穀まいる

十月九日。朝倉義景、野村七郎五郎に、その江沼郡横北口に於ける戦功を賞す。

【野村文書】 一四五五

去月四日於加賀國江沼郡横北口合戦之時、首一討捕之、忠節爲神妙者也。
 (永祿七年カ)
 十月九日
 (朝倉義景) 在判

野村七郎五郎どのへ

【野村文書】 一四五六

今度加州表爲使、令着陣於横北口、分捕神妙候。彌可抽忠功事肝要候。猶字野新七郎可申候。恐々謹言。
 (朝倉義景) 景 在判
 (永祿七年カ)
 十一月廿八日

野村七郎五郎どのへ